

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和四年総務省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	附 則 (利用者保護に関する規定の適用に関する特例) 2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に締結されている電気通信役務(法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。)の提供に関する契約(契約期間の定めがない契約を除く。)及び当該契約の一部の変更(施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができるとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの又は利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないものに限る。)又は更新(当該変更を内容とする契約の更新を含み、令和七年六月三十日までに行われたものに限る。)を内容とする契約については、当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。 3 前項の規定については、令和十年六月三十日限り、その効力を失う。 4 第二項の規定は、届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、同項中「第二十二條の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十条第五項において準用する同令第二十二條の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。
改正前	附 則 (利用者保護に関する規定の適用に関する特例) 2 この省令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に締結されている電気通信役務(法第二十六条第一項各号に掲げる電気通信役務に限る。)の提供に関する契約及び当該契約の一部の変更(施行日の前日における当該契約の提供条件において利用者からの申出により変更することができるとされている範囲内で利用者からの申出により行うもの又は利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないものに限る。)又は更新(当該変更を内容とする契約の更新を含む。)を内容とする契約については、当分の間、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第二十二條の二の十三の二第二号の規定は、適用しない。 3 「新設」 前項の規定は、届出媒介等業務受託者について準用する。この場合において、前項中「締結」とあるのは「の締結の媒介等」と、「第二十二條の二の十三の二第二号」とあるのは「第四十条第五項において準用する同令第二十二條の二の十三の二第二号」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、令和七年七月一日から施行する。